２０２６年１０月１９日

千葉国際カントリークラブ会員の皆様

ＰＧＭプロパティーズ株式会社
代表取締役　田中　耕太郎

年会費・プレー料金の改定および会則一部変更のお知らせ

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の社会全体における物価および人件費の上昇に伴い、ゴルフ場運営にかかる諸費用が大幅に増加している現状を受け、経営母体である平和グループ（ＰＧＭおよびアコーディア・ゴルフ）の全クラブにおいて諸料金の見直しを実施しております。

この度当クラブにおきましても、下記のとおり年会費およびプレー料金を改定させていただくこととなりました。併せて、会則の一部変更も行います。改定内容および変更の効力発生日は下記にてご確認いただきますようお願い申し上げます。改定内容につきましては、当クラブの理事会において承認いただきましたことを申し添えます。

なお、今後も物価動向や運営コストの変動に応じて、年会費およびプレー料金を毎年見直してまいります。皆様に快適なクラブライフをご提供すべく、より一層の努力を重ねてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

１．年会費の改定
２０２７年の年会費を次のとおり改定させていただきます。

会員種別	現行	改定後
正会員	52,800 円	57,200 円
平日会員	26,400 円	29,700 円
週日会員(新設)	-	26,400 円
法人無記名会員	70,400 円	77,000 円

※上記料金は消費税込み

２．プレー料金の改定
２０２７年４月１日より、プレーフィを次のとおり改定させていただきます。

会員種別	曜日	現行	改定後
正会員	平日	6,600 円	改定なし
	土日祝	7,590 円	7,810 円
平日会員	平日	6,600 円	改定なし
	土	7,590 円	7,810 円
週日会員(新設)	平日	-	6,600 円
	土日祝	-	-
特別親族会員	平日	6,600 円	改定なし
	土日祝-	7,590 円	7,810 円
法人無記名会員	平日	6,930 円	改定なし
	土日祝	11,220 円	11, 440円

※上記料金は消費税込み、ゴルフ場利用税別

３．会則一部変更

上記の改定に伴い、２０２６年１１月１日を効力発生日として、会則別紙２「名義変更手続要項」および別紙６「諸料金一覧」の年会費を上記１．に記載のとおり、また、会則別紙４-①「会員プレー料金」を上記２．に記載のとおり変更させていただきます。

会則変更個所につきましては、会則別紙２、別紙６、別紙４-①の新旧対照表および改定後の会則をクラブハウス内に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

２０２６年１０月１９日

会員各位

ＰＧＭプロパティーズ株式会社
千葉国際カントリークラブ
支配人　古城　裕一

会員種別変更特典追加及び会則変更の件

この度、当クラブ会員様への特典として下記のとおり期間限定で、正会員または平日会員から週日会員への会員種別変更特典を設定させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

併せて本特典の開始に伴い、理事会の承認も得て新たに週日会員の種別の追加及び各種料金を設定いたしましたので記載のとおりお知らせいたします。

年間バッグ保管庫の環境維持費用も物価高騰により上昇しておりますので、この度バッグ保管料（年間）の料金改定をさせていただく事となりました。

また、既に在籍の無い会員種別が残っている事と、キャディが不在である事から左記内容を会則から削除いたします。

記

１．期間限定　正会員または平日会員から週日会員への会員種別変更制度
≪２０２６年１１月１日～２０２７年9月３０日受付分迄≫

内　容
会員種別　　：正会員または平日会員から週日会員へ
会員種別変更料　：１１，０００円（税込）

①ご希望の場合、会員課担当までお問合せください。

②会員種別変更要項【正会員または平日会員→週日会員】及び会員種別変更申請書をご案内いたします。

２．バッグ保管料（年間）の改定
２０２７年のバッグ保管料（年間）を次のとおり改訂させていただきます。

会員種別	現行	改定後
正会員	11,000円	13,200円
平日会員	11,000円	13,200円
週日会員		13,200円
法人無記名会員	11,000円	13,200円

※上記料金は消費税込み

３．キャディの在籍が無く、プレーの提供を続けることが困難である事からキャディに関する箇所を削除し、また在籍の無い会員種別を会則から削除させていただきます。
プレー料金：キャディフィ
　　追加ハーフキャディフィ

会員種別　：特別平日親族会員
　　法人平日無記名会員

４．会則一部変更

本特典の開始及び変更に伴い、２０２６年１１月１日を効力発生日として、会則の会員種別に週日会員を追加、バッグ保管料（年間）の変更、キャディに関する箇所及び在籍の無い会員種別を削除いたします。

会則変更個所につきましては、会則本文、会則別紙１－②、別紙１－③、別紙２、別紙３、別紙４-①、別紙６の新旧対照表および改定後の会則をクラブハウス内に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

会則本文新旧対照表

現　行　　会則本文

千葉国際カントリークラブ　会則

第１章　総　則

第１条　（名称）
本クラブは、千葉国際カントリークラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。
第２条　（目的）
クラブは、ＰＧＭプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が千葉県長生郡長柄町山之郷に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
第３条　（事務所）
クラブの事務所は施設内におく。

第２章　会　員

第４条　（会員の種類）
１．クラブの会員は次のとおりとする。
（１）特別会員
クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。
（２）正会員
会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。
（３）平日会員
会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とす
（４）法人無記名会員
会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が法人無記名会員の資格を承認した法人とし、その会員の権利は譲渡できない。
（５）特別親族会員
満６５歳以上の個人の正会員がその会員の権利を三親等内親族に譲渡するときに、会社が別紙１に定める手続により会社が特別親族会員の資格を承認した個人とする。なお、その資格は一身専属とし、会員の権利を譲り受けた三親等内親族が会員資格を有する期間のみ存続することとする。
（６）特別平日親族会員
満６５歳以上の個人の平日会員がその会員の権利を三親等内親族に譲渡するときに、会社が別紙１に定める手続により会社が特別平日親族会員の資格を承認した個人とする。なお、その資格は一身専属とし、会員の権利を譲り受けた三親等内親族が会員資格を有する期間のみ存続することとする。
２．会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。
３．正会員および平日会員のうち、法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙１から別紙３までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第５条　（会員の権利）
１．会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める休業日を除く。）の営業時間内に会社が別紙４に定める条件で、施設を優先的に利用することができる。
（１）特別会員、正会員、法人無記名会員および特別親族会員：全日
（２）平日会員、および特別平日親族会員：月曜日から土曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）
２．会員は、会社が定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。
３．会員は、会社が別紙５に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
４．会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

※2026年11月1日改定後

会則本文

千葉国際カントリークラブ　会則

第１章　総　則

第１条　（名称）
本クラブは、千葉国際カントリークラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。
第２条　（目的）
クラブは、ＰＧＭプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が千葉県長生郡長柄町山之郷に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
第３条　（事務所）
クラブの事務所は施設内におく。

第２章　会　員

第４条　（会員の種類）
１．クラブの会員は次のとおりとする。
（１）特別会員
クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。
（２）正会員
会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。
（３）平日会員
会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とす
（４）週日会員
会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が週日会員の資格を承認した個人または法人とす
（５）法人無記名会員
会社が別紙１または別紙２に定める手続により会社が法人無記名会員の資格を承認した法人とし、その会員の権利は譲渡できない。
（６）特別親族会員
満６５歳以上の個人の正会員がその会員の権利を三親等内親族に譲渡するときに、会社が別紙１に定める手続により会社が特別親族会員の資格を承認した個人とする。なお、その資格は一身専属とし、会員の権利を譲り受けた三親等内親族が正会員の資格を有する期間のみ存続することとする。
２．会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。
３．正会員、平日会員および週日会員のうち、法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙１から別紙３までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第５条　（会員の権利）
１．会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める休業日を除く。）の営業時間内に会社が別紙４に定める条件で、施設を優先的に利用することができる。
（１）特別会員、正会員、法人無記名会員および特別親族会員：全日
（２）平日会員：月曜日から土曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）
（３）週日会員：月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）
２．会員は、会社が定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。
３．会員は、会社が別紙５に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
４．会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

５．会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。
６．法人無記名会員は、会社が別紙１に定める手続に従って会社の承認を得て、正会員２口へ変更することができる。

第６条　（会員の義務）
１．会員は、会社が別紙６に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員、特別親族会員及び特別平日親族会員の年会費は不要とする。なお、会員は年会費の１か年分を第２７条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。
２．対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を１２で除した額に、入会月の翌月から当該年の１２月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。
３．会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙４に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
４．会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙７に定める手続を行うものとする。
５．会員は、その資格を第三者に行使させてはならないものとする。
６．会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為は行わないものとする。

第７条　（反社会的勢力等追放）
１．会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
２．会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第８条　（会員資格の停止、除名）
会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。
（１）本会則、クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき
（２）クラブもしくは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
（３）年会費その他諸料金の支払を３か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
（４）会員が反社会的勢力等と判明したとき
（５）会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
（６）その他会員として不適格な事由があるとき

第９条　（会員資格の喪失）
会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。
（１）退会
（２）除名
（３）特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
（４）特別親族会員または特別平日親族会員であって、その資格を取得するときに正会員または平日会員の権利を譲り受けた三親等内親族が会員資格を喪失したとき
（５）法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散を除く。）
（６）死亡
（７）会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第１０条（会員契約の解除）
１．会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。
（１）前条第１号から第４号までの事由が発生したとき
（２）法人会員について、清算手続が結了したとき
（３）個人会員について、相続開始後２年が経過しても第１８条第２項および第３項に定める手続が完了しないとき、または同条第５項に定める譲渡手続が完了しないとき
２．会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるもの
（１）会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
（２）破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第１１条（休会）
１．個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙８に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日から翌年１２月末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。
（１）傷病加療のため施設を利用できないとき
（２）日本国外へ転勤、転居したとき
２．前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。

５．会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。
６．法人無記名会員は、会社が別紙１に定める手続に従って会社の承認を得て、正会員２口へ変更することができる。

第６条　（会員の義務）
１．会員は、会社が別紙６に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員及び特別親族会員の年会費は不要とする。なお、会員は年会費の１か年分を第２７条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。
２．対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を１２で除した額に、入会月の翌月から当該年の１２月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。
３．会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙４に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
４．会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙７に定める手続を行うものとする。
５．会員は、その資格を第三者に行使させてはならないものとする。
６．会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為は行わないものとする。

第７条　（反社会的勢力等追放）
１．会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
２．会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第８条　（会員資格の停止、除名）
会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。
（１）本会則、クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき
（２）クラブもしくは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
（３）年会費その他諸料金の支払を３か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
（４）会員が反社会的勢力等と判明したとき
（５）会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
（６）その他会員として不適格な事由があるとき

第９条　（会員資格の喪失）
会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。
（１）退会
（２）除名
（３）特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
（４）特別親族会員であって、その資格を取得するときに正会員の権利を譲り受けた三親等内親族が正会員の資格を喪失したとき
（５）法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散を除く。）
（６）死亡
（７）会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第１０条（会員契約の解除）
１．会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。
（１）前条第１号から第４号までの事由が発生したとき
（２）法人会員について、清算手続が結了したとき
（３）個人会員について、相続開始後２年が経過しても第１８条第２項および第３項に定める手続が完了しないとき、または同条第５項に定める譲渡手続が完了しないとき
２．会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるもの
（１）会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
（２）破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第１１条（休会）
１．個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙８に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日から翌年１２月末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。
（１）傷病加療のため施設を利用できないとき
（２）日本国外へ転勤、転居したとき
２．前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。

３．休会期間中の年会費は申請を行った年の翌年に限り免除される。
４．第１項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙８に定める休会解除の手続を行うものとする。また、前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を１２で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該年の１２月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第１２条（年会費の半額免除）
１．個人会員が入会後に茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県以外（以下、「遠隔地」という。）に転居し、会社が別紙９に定める手続に従って会社の承認を得た場合、会社は当該会員（以下、「遠隔地会員」という。）の年会費の半額を免除（以下、「遠隔地扱い」という。）する。
２．遠隔地扱いは、申請日の属する対象期間の次の対象期間から適用されるものとする。
３．遠隔地会員が遠隔地以外に転居した場合、当該会員は、遅滞なく会社が別紙９に定める遠隔地扱い解除の手続を行うものとする。
４．前項の手続を行った会員は、第１項により免除された金額（年会費の半額）を１２で除した額に遠隔地扱い解除日の属する月の翌月から当該年の１２月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第３章　入会及び退会等

第１３条（入会）
１．クラブに入会しようとする者は、会社が別紙１または別紙２に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
２．前項の承認を得た者は、会社が別紙１または別紙２に定める入会金および預託金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの入会手続の完了後に会員登録を行う。
３．入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
４．本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第１４条（預託金）
１．預託金は、無利息、無配当にて全額会社に預託されるものとし、次項に定める据置期間経過後、かつ会員契約解除後に、請求により返還されるものとする。
２．預託金の据置期間（以下、「当該据置期間」という。）は、２０１５年７月７日以前から在籍する会員については、同日から１０年間とし、２０１５年７月８日以降に新たに会員資格を取得した会員については、当該会員資格の取得日から２０年間とする。
３．会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生したときは、理事会の同意を得て、当該据置期間を一定の範囲内で延長することができる。
４．会員は、会社の書面による承諾を得ることなく、預託金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分することができない。これは会員資格喪失後も同様とする。
５．第１０条第１項および第２項の規定により会員契約が解除された場合において、当該会員に年会費その他諸料金の未払等があるときは、会社は、当該会員の預託金をもって当該未払の弁済に充当できるものとする。但し、充当後の預託金の残額は、当該据置期間経過後に返還するものとする。

第１５条（退会）
会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙１０に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第１６条（登録者の変更）
１．法人会員は、会社が別紙３に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
２．前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙３に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これらの登録者変更手続の完了後に登録者の変更登録を行う。

第１７条（権利の譲渡）
１．会員は、会社が別紙２に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
２．権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙２に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
３．前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙２に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。
４．前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
５．会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第１８条（権利の相続）
１．個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
２．相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙２に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
３．前項の承認を得た相続人は、会社が別紙２に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。

３．休会期間中の年会費は申請を行った年の翌年に限り免除される。
４．第１項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙８に定める休会解除の手続を行うものとする。また、前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を１２で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該年の１２月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第１２条（年会費の半額免除）
１．個人会員が入会後に茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県以外（以下、「遠隔地」という。）に転居し、会社が別紙９に定める手続に従って会社の承認を得た場合、会社は当該会員（以下、「遠隔地会員」という。）の年会費の半額を免除（以下、「遠隔地扱い」という。）する。
２．遠隔地扱いは、申請日の属する対象期間の次の対象期間から適用されるものとする。
３．遠隔地会員が遠隔地以外に転居した場合、当該会員は、遅滞なく会社が別紙９に定める遠隔地扱い解除の手続を行うものとする。
４．前項の手続を行った会員は、第１項により免除された金額（年会費の半額）を１２で除した額に遠隔地扱い解除日の属する月の翌月から当該年の１２月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第３章　入会及び退会等

第１３条（入会）
１．クラブに入会しようとする者は、会社が別紙１または別紙２に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
２．前項の承認を得た者は、会社が別紙１または別紙２に定める入会金および預託金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの入会手続の完了後に会員登録を行う。
３．入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
４．本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第１４条（預託金）
１．預託金は、無利息、無配当にて全額会社に預託されるものとし、次項に定める据置期間経過後、かつ会員契約解除後に、請求により返還されるものとする。
２．預託金の据置期間（以下、「当該据置期間」という。）は、２０１５年７月７日以前から在籍する会員については、同日から１０年間とし、２０１５年７月８日以降に新たに会員資格を取得した会員については、当該会員資格の取得日から２０年間とする。
３．会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生したときは、理事会の同意を得て、当該据置期間を一定の範囲内で延長することができる。
４．会員は、会社の書面による承諾を得ることなく、預託金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分することができない。これは会員資格喪失後も同様とする。
５．第１０条第１項および第２項の規定により会員契約が解除された場合において、当該会員に年会費その他諸料金の未払等があるときは、会社は、当該会員の預託金をもって当該未払の弁済に充当できるものとする。但し、充当後の預託金の残額は、当該据置期間経過後に返還するものとする。

第１５条（退会）
会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙１０に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第１６条（登録者の変更）
１．法人会員は、会社が別紙３に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
２．前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙３に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これらの登録者変更手続の完了後に登録者の変更登録を行う。

第１７条（権利の譲渡）
１．会員は、会社が別紙２に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
２．権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙２に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
３．前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙２に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。
４．前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
５．会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第１８条（権利の相続）
１．個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
２．相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙２に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
３．前項の承認を得た相続人は、会社が別紙２に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。

４．前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。

５．相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第１９条（その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙７に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第４章　役員および理事会

第２０条（役員）

１．クラブに次の役員をおく。

理事長　　１名
理事　　若干名

２．理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第２１条（役員の選任）

１．理事長は、会社が選任し委嘱する。

２．理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第２２条（役員の任期）

１．役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後２回目に行う定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

２．補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第２３条（理事長）

１．理事長は、クラブを代表して会務を統括する。

２．理事長は、毎年１回、定時理事会を、また必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。

３．理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第２４条（理事会）

１．理事会は理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。

２．理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。

３．理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。

４．理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。

（１）クラブの運営に関する基本事項
（２）本会則およびクラブの運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
（３）各種委員会に関する事項
（４）その他クラブの運営に必要と認められる事項

第２５条（委員会）

１．理事会は、必要に応じてクラブに各種分科委員会をおくことができる。

２．前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

３．委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。

４．委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第５章　個人情報の取扱い

第２６条（個人情報の取扱い）

１．会社は、公表している「個人情報保護と取扱いについて」に基づいて、会員の個人情報を取扱うものとする。

２．会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第６章　附　則

第２７条 年会費の対象期間は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

第２８条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第２９条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。

第３０条 本会則は２０２６年１月１日から改定施行する。

以　上

４．前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。

５．相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第１９条（その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙７に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第４章　役員および理事会

第２０条（役員）

１．クラブに次の役員をおく。

理事長　　１名
理事　　若干名

２．理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第２１条（役員の選任）

１．理事長は、会社が選任し委嘱する。

２．理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第２２条（役員の任期）

１．役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後２回目に行う定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

２．補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第２３条（理事長）

１．理事長は、クラブを代表して会務を統括する。

２．理事長は、毎年１回、定時理事会を、また必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。

３．理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第２４条（理事会）

１．理事会は理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。

２．理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。

３．理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。

４．理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。

（１）クラブの運営に関する基本事項
（２）本会則およびクラブの運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
（３）各種委員会に関する事項
（４）その他クラブの運営に必要と認められる事項

第２５条（委員会）

１．理事会は、必要に応じてクラブに各種分科委員会をおくことができる。

２．前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

３．委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。

４．委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第５章　個人情報の取扱い

第２６条（個人情報の取扱い）

１．会社は、公表している「個人情報保護と取扱いについて」に基づいて、会員の個人情報を取扱うものとする。

２．会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第６章　附　則

第２７条 年会費の対象期間は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

第２８条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第２９条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。

第３０条 本会則は２０２６年１１月１日から改定施行する。

以　上

会則別紙１－② 新旧対照表

現　行

会則 別紙１－②

千葉国際カントリークラブ　入会手続要項 【特別親族会員／特別平日親族会員】

手　続	1. 必要書類の提出　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知　入会申込者に連絡します 入会が承認された場合、下記の書類を郵送します （1）入会資格審査承認書（この時点で会員資格が付与されます） （2）特定商取引に関する法律第5条で定める書面
条　件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録されていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
必要書類	この手続きは現在受け付けておりません。

※2026年11月1日改定後

会則 別紙１－②

千葉国際カントリークラブ　入会手続要項 【特別親族会員】

手　続	1. 必要書類の提出　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知　入会申込者に連絡します 入会が承認された場合、下記の書類を郵送します （1）入会資格審査承認書（この時点で会員資格が付与されます） （2）特定商取引に関する法律第5条で定める書面
条　件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録されていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
必要書類	この手続きは現在受け付けておりません。

会則別紙１－③ 新旧対照表

現　行

会則 別紙１－③

千葉国際カントリークラブ　会員種別変更手続要項

手　続	1. 必要書類の提出　　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 審査結果通知　　申込者に連絡します 会員種別変更が承認された場合、下記の書類を郵送します （1）会員権分割および種別変更承認書（この時点で正会員資格が2口付与されます） （2）特定商取引に関する法律第5条で定める書面
必要書類	① 会員種別変更申請書 ② 入会申込書（法人用）2部 ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書　法人のもののみ ⑤ 顔写真各1枚（入会申込書に貼付け）　タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書　法人の場合のみ必要 ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書　年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。

※2026年11月1日改定後

会則 別紙１－③

千葉国際カントリークラブ　会員種別変更手続要項【法人無記名会員】

手　続	1. 必要書類の提出　　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 審査結果通知　　申込者に連絡します 会員種別変更が承認された場合、下記の書類を郵送します （1）会員権分割および種別変更承認書（この時点で正会員資格が2口付与されます） （2）特定商取引に関する法律第5条で定める書面
必要書類	① 会員種別変更申請書 ② 入会申込書（法人用）2部 ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書　法人のもののみ ⑤ 顔写真各1枚（入会申込書に貼付け）　タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書　法人の場合のみ必要 ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書　年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。

会則別紙2新旧対照表

現　行

会則 別紙2

千葉国際カントリークラブ　名義変更手続要項

手　続

1. 必要書類の提出　　譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類❶、❷）をまとめてご提出ください
2. 資格審査　　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
3. 審査結果通知　　譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）
4. 名義変更料の振込　　入金確認後、会員資格が付与されます

※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条　件

1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること
 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
3. 正会員1名（譲渡人以外）の推薦があること
 但し、相続人または2親等内親族に変更する場合は推薦人不要
4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと
5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること

必要書類

❶ 譲受人（入会）必要書類

① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要
② 委任状（譲受人用）	
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

❷ 譲渡人（退会）必要書類

① 名義変更申請書	譲受人と連記
② 委任状（譲渡人用）	
③ 会員権の証書	
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要

＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
＊ 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
＊ 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。
＊ 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
＊ 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。

名義変更料（消費税込）

	正会員	平日会員
一般	330,000 円	330,000 円
相続または2親等内親族間の場合	55,000 円	55,000 円
登録者同一の場合（個⇔法、別法人間）	110,000 円	110,000 円

年会費（消費税込）

1. 期　間　　1月1日～12月31日　※前払い制（継承可）
2. 金　額

正会員	平日会員
52,800 円	26,400 円

書類送付先 連絡先

書類送付先
千葉国際カントリークラブ　会員課
〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷754-32

連絡先
電話　0475-35-4325
FAX　0475-35-3128

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

※2026年11月1日改定後

会則 別紙2

千葉国際カントリークラブ　名義変更手続要項

手　続

1. 必要書類の提出　　譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類❶、❷）をまとめてご提出ください
2. 資格審査　　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
3. 審査結果通知　　譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）
4. 名義変更料の振込　　入金確認後、会員資格が付与されます

※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条　件

1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること
 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
3. 正会員1名（譲渡人以外）の推薦があること
 但し、相続人または2親等内親族に変更する場合は推薦人不要
4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと
5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること

必要書類

❶ 譲受人（入会）必要書類

① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要
② 委任状（譲受人用）	
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

❷ 譲渡人（退会）必要書類

① 名義変更申請書	譲受人と連記
② 委任状（譲渡人用）	
③ 会員権の証書	
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要

＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
＊ 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
＊ 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。
＊ 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
＊ 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。

名義変更料（消費税込）

	正会員	平日会員	週日会員
一般	330,000 円	330,000 円	165,000 円
相続または2親等内親族間の場合	55,000 円	55,000 円	55,000 円
登録者同一の場合（個⇔法、別法人間）	110,000 円	110,000 円	110,000 円

年会費（消費税込）

1. 期　間　　1月1日～12月31日　※前払い制（継承可）
2. 金　額

2026年12月31日まで

正会員	平日会員
52,800 円	26,400 円

2027年1月1日以降

正会員	平日会員	週日会員
57,200 円	29,700 円	26,400 円

書類送付先 連絡先

書類送付先
千葉国際カントリークラブ　会員課
〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷754-32

連絡先
電話　0475-35-4325
FAX　0475-35-3128

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則別紙3新旧対照表

現　行

会則 別紙3

千葉国際カントリークラブ　登録者変更手続要項

手　続	1. 必要書類の提出　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知　申請者宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 4. 登録者変更料の振込　入金確認後、登録完了となります ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条　件	1. 会員たる法人の役員または従業員であること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 年会費の未払いがないこと 4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること
必要書類	① 登録者変更申請書　法人の実印を捺印、登録者は認印可 ② 法人の印鑑証明書 ③ 法人の履歴事項全部証明書 ④ 新登録者の顔写真1枚（申請書に貼付け）　タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書　年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ※ 登録者変更料に預託金を充当する場合のみ、以下の書類もご提出ください。 ⑥ 登録者変更料支払い方法に関する依頼書 ⑦ 会員権の証書 ＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
登録者変更料（消費税込）	正会員 / 平日会員 110,000 円 / 110,000 円
書類送付先 連絡先	書類送付先 千葉国際カントリークラブ　会員課 〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷754-32 連絡先 電話　0475-35-4325 FAX　0475-35-3128

※2026年11月1日改定後

会則 別紙3

千葉国際カントリークラブ　登録者変更手続要項

手　続	1. 必要書類の提出　本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査　書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知　申請者宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 4. 登録者変更料の振込　入金確認後、登録完了となります ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条　件	1. 会員たる法人の役員または従業員であること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 年会費の未払いがないこと 4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること
必要書類	① 登録者変更申請書　法人の実印を捺印、登録者は認印可 ② 法人の印鑑証明書 ③ 法人の履歴事項全部証明書 ④ 新登録者の顔写真1枚（申請書に貼付け）　タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書　年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ※ 登録者変更料に預託金を充当する場合のみ、以下の書類もご提出ください。 ⑥ 登録者変更料支払い方法に関する依頼書 ⑦ 会員権の証書 ＊ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。
登録者変更料（消費税込）	正会員 / 平日会員 / 週日会員 110,000 円 / 110,000 円 / 110,000 円
書類送付先 連絡先	書類送付先 千葉国際カントリークラブ　会員課 〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷754-32 連絡先 電話　0475-35-4325 FAX　0475-35-3128

会則別紙4新旧対照表

現　行

会則 別紙4－①

千葉国際カントリークラブ　会員プレー料金

			月曜から金曜（指定昼食付）	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		6,600 円	7,590 円	7,590 円
	平日会員		6,600 円	7,590 円	―
	法人無記名会員		6,930 円	11,220 円	11,220 円
	法人平日無記名会員		6,930 円	11,220 円	―
	特別親族会員		6,600 円	7,590 円	7,590 円
	特別平日親族会員		6,600 円	7,590 円	―
割増カートフィ	1R	3B	0 円	550 円	550 円
		2B	1,100 円	2,200 円	2,200 円
		1B	―	―	―
キャディフィ	1R	4B	3,850 円	3,850 円	3,850 円
		3B	5,134 円	5,134 円	5,134 円
		2B	7,700 円	7,700 円	7,700 円
		1B	―	―	―
追加ハーフプレーフィ	正会員		―	―	―
	平日会員		―	―	―
	法人無記名会員		―	―	―
	法人平日無記名会員		―	―	―
	特別親族会員		―	―	―
	特別平日親族会員		―	―	―
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	3,300 円	3,300 円	3,300 円
		3B	3,300 円	3,575 円	3,575 円
		2B	3,850 円	4,400 円	4,400 円
		1B	―	―	―
追加ハーフキャディフィ	0.5R	4B	1,925 円	1,925 円	1,925 円
		3B	2,475 円	2,566 円	2,566 円
		2B	3,575 円	3,850 円	3,850 円
		1B	―	―	―
ハーフプレーフィ（早朝・薄暮）	正会員		2,150 円	3,470 円	3,470 円
	平日会員		2,150 円	3,470 円	―
	法人無記名会員		2,150 円	3,470 円	3,470 円
	法人平日無記名会員		2,150 円	3,470 円	―
	特別親族会員		2,150 円	3,470 円	3,470 円
	特別平日親族会員		2,150 円	3,470 円	―
ハーフプレー割増カートフィ	0.5R	3B	―	―	―
		2B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		1B	―	―	―
ゴルフ場利用税			500 円	500 円	500 円

※ 記載料金（ゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ 早朝ハーフプレーは10月～11月及び3月、薄暮ハーフプレーは1月～12月となります。
※ハーフプレーフィに指定昼食は付いておりません。

※2026年11月1日改定後

会則 別紙4－①

千葉国際カントリークラブ　会員プレー料金

			月曜から金曜（指定昼食付）	土曜	日祝日
プレーフィ　2027年3月31日まで	正会員		6,600 円	7,590 円	7,590 円
	平日会員		6,600 円	7,590 円	―
	週日会員		6,600 円	―	―
	法人無記名会員		6,930 円	11,220 円	11,220 円
	特別親族会員		6,600 円	7,590 円	7,590 円
プレーフィ　2027年4月1日より	正会員		6,600 円	7,810 円	7,810 円
	平日会員		6,600 円	7,810 円	―
	週日会員		6,600 円	―	―
	法人無記名会員		6,930 円	11,440 円	11,440 円
	特別親族会員		6,600 円	7,810 円	7,810 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	550 円	550 円
		2B	1,100 円	2,200 円	2,200 円
		1B	―	―	―
追加ハーフプレーフィ	正会員		―	―	―
	平日会員		―	―	―
	週日会員		―	―	―
	法人無記名会員		―	―	―
	特別親族会員		―	―	―
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	3,300 円	3,300 円	3,300 円
		3B	3,300 円	3,575 円	3,575 円
		2B	3,850 円	4,400 円	4,400 円
		1B	―	―	―
ハーフプレーフィ（早朝・薄暮）	正会員		2,150 円	3,470 円	3,470 円
	平日会員		2,150 円	3,470 円	―
	週日会員		2,150 円	―	―
	法人無記名会員		2,150 円	3,470 円	3,470 円
	特別親族会員		2,150 円	3,470 円	3,470 円
ハーフプレー割増カートフィ	0.5R	3B	―	―	―
		2B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		1B	―	―	―
ゴルフ場利用税			ゴルフ場館内フロント横に掲示し告知		

※ 記載料金（ゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ 早朝ハーフプレーは10月～11月及び3月、薄暮ハーフプレーは1月～12月となります。
※ハーフプレーフィに指定昼食は付いておりません。

会則別紙6新旧対照表

現　行

会則 別紙6

千葉国際カントリークラブ　諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員	法人無記名会員
年会費	52,800 円	26,400 円	70,400 円
バッグ保管料（年間）	11,000 円	11,000 円	11,000 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	4,950 円	4,950 円	―

（消費税込）

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

※2026年11月1日改定後

会則 別紙6

千葉国際カントリークラブ　諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員	週日会員	法人無記名会員
年会費 2026年12月31日まで	52,800 円	26,400 円	―	70,400 円
年会費 2027年1月1日以降	57,200 円	29,700 円	26,400 円	77,000 円
バッグ保管料（年間） 2026年12月31日まで	11,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円
バッグ保管料（年間） 2027年1月1日以降	13,200 円	13,200 円	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	4,950 円	4,950 円	4,950 円	―

（消費税込）

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。